知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、 知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和6年2月22日

鹿児島県知事 塩田康一



1 固定式刺し網(雑魚建網)漁業

番号	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬 力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	漁業を営む 者の資格
1	雑魚建網漁業	操業区域(別表1 の操業区域をい う。以下同じ)の	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 漢	定めなし	6隻	定めなし
2	雑魚建網漁業	操業区域の2	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 満	定めなし	3隻	定めなし
3	雜魚建網漁業	操業区域の3	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 満	定めなし	4隻	定めなし
4	雑魚建網漁業	操業区域の4	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 満	定めなし	10隻	定めなし
5	雑魚建網漁業	操業区域の5	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 満	定めなし	3隻	定めなし
6	雑魚建網漁業	操業区域の6	10月1日から翌 7月31日まで	総トン数20トン未 満	定めなし	2隻	定めなし
7	雑魚建網漁業	操業区域の7	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 満	定めなし	1隻	定めなし
8	雑魚建網漁業	操業区域の8	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 満	定めなし	12隻	定めなし
9	雑魚建網漁業	操業区域の9	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 満	定めなし	3隻	定めなし
10	雑魚建網漁業	操業区域の10	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 満	定めなし	10隻	定めなし
11	雑魚建網漁業	操業区域の11	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 満	定めなし	27隻	定めなし
12	雑魚建網漁業	操業区域の12	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 満	定めなし	1隻	定めなし
13	雑魚建網漁業	操業区域の13	12月1日から翌 4月30日まで	総トン数20トン未 満	定めなし	2隻	定めなし
14	雑魚建網漁業	操業区域の14	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 満	定めなし	2隻	定めなし
15	雑魚建網漁業	操業区域の15	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 漢	定めなし	1隻	定めなし
16	雑魚建網漁業	操業区域の16	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 漢	定めなし	1隻	定めなし
17	雑魚建網漁業	操業区域の17	1月1日から12 月31日まで	総トン数20トン未 満	定めなし	29隻	定めなし

許可の有効期間 令和6年6月1日~令和9年5月31日

申請すべき期間 令和6年4月1日(月)から同月30日(火)まで

(別表)操業区域

番号 操業区域

1

北緯29度00分14秒 (日本測地系北緯29度) 線以北の鹿児島県沖合一円。

ただし、次の点を結んだ直線アイ、イウ、ウエ、及びエアによって囲まれた区域を除く。

点ア 西之表市休ノ鼻から真方位(以下同じ)70度10キロメートルの点

点イ 西之表市休ノ鼻から70度32キロメートルの点

点ウ 熊毛郡南種子町竹崎燈台から120度25キロメートルの点

点工 熊毛郡南種子町竹崎燈台から120度10キロメートルの点

北緯29度00分14秒(日本測地系北緯29度)線以北の鹿児島県沖合一円。

ただし、次の点を結んだ直線アイ、イウ、ウエ、及びエアによって囲まれた区域を除く。

2 点ア 西之表市休ノ鼻から真方位(以下同じ)100度10キロメートルの点

点イ 西之表市休ノ鼻から100度25キロメートルの点

点ウ 熊毛郡南種子町竹崎燈台から100度25キロメートルの点

点工 熊毛郡南種子町竹崎燈台から100度10キロメートルの点

肝風郡南大隅町佐多岬燈台から正西の線以北の鹿児島県海域。

- 3 ただし、八代海及び指宿市長崎鼻と南大隅町佐多岬燈台とを結ぶ線で囲まれた鹿児島湾内を除く。
- 4 川内川河口右岸から甑島北端を見通す線以北の鹿児島県海域。
- 5 阿久根市沖合。
- 6 川内川河口右岸から甑島北端を見通す線と南さつま市野間岬南端から正西の線にはさまれた 海域。
- 7 南さつま市野間岬といちき串木野市羽島崎とを結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域。
- 南さつま市坊ノ岬から正南の線と肝属郡南大隅町佐多岬から種子島北端を見通す線にはさま 8 れた海域。 ただし、熊毛海域を除く。
- 9 指宿市(平成17年12月31日現在における開聞町の区域に限る). 南九州市(平成19年11月30 日現在における頴娃町及び知覧町の区域に限る)沖合。
- 10 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾内。
- 11 肝属郡南大隅町佐多岬から種子島北端を見通す線以北の海域。
- 12 南さつま市 (平成17年11月6日現在における坊津町の区域に限る) 沖合
- 13 甑島周辺海域並びに鷹島、津倉瀬、宇治群島及び草垣島周辺海域。
- 14 南さつま市野間岬南端から正西の線以北の鹿児島県海域。
- 15 枕崎市沖合。
- 16 高山漁業協同組合の共同漁業権内及びその沖合1,000メートル以内の海域。
- 17 志布志漁業協同組合の共同漁業権の沖合海域。

2 固定式刺し網(ヒラメ及び雑魚建網)漁業

番号	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力 数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数	
1	ヒラメ及び雑魚建網漁業	操業区域(別表の操業区域 をいう。以下同じ)の1	月 日から Z	許可証に記載されている船舶の 総トン数		1隻	定めなし

許可の有効期間 許可日~令和7年5月31日

申請すべき期間 令和6年2月21日(水)から同月29日(木)まで

(別表)操業区域

番号	操業区域
1	阿久根市、薩摩川内市 (平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る), いちき串木野市 (平成17年10月10日現在における串木野市の区域に限る)沖合。

3 小型機船底びき網漁業

番号	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者 の資格
1	手繰第1種漁業	操業区域(別表の操 業区域をいう。以下 同じ)の1	4月1日から 12月31日ま で	6トン以上15ト ン未満	定めなし	11隻	本県に住所又 は事業場を有 する漁業者
2	手繰第1種漁業	操業区域の2	4月1日から 12月31日ま で	6トン以上15ト ン未満	定めなし	5隻	本県に住所又 は事業場を有 する漁業者

許可の有効期間 令和6年4月1日~令和9年3月31日

申請すべき期間 令和6年3月4日(月)から同月15日(金)まで

(別表)操業区域

番号	操業区域
	点ケから点コを見通す線以北、点ケ、イ及び点アを順次直線で結ぶ線以西、点クから正北の線以西の 鹿児島県海域。ただし、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、及び点クを順次直線で結んだ線と陸岸に よって囲まれた区域を除く。
	世界測地系(日本測地系[分単位]) 点ア N 31°50′15″ E 129°55′51″ (N 31°50.043′ E 129°55.984′)
	点イ N 31° 40′ 12″ E 129° 55′ 52″ (N 31° 40.000′ E 129° 56.000′)
3	点ウ N 31° 41′ 08″ E 129° 50′ 04″ (N 31° 40.926′ E 129° 50.200′)
1	点工 N 31° 35′ 09″ E 129° 43′ 04″ (N 31° 34.942′ E 129° 43.199′)
	点才 N 31° 36′ 31″ E 129° 38′ 06″ (N 31° 36.309′ E 129° 38.233′)
	点力 N 31° 39′ 32″ E 129° 37′ 16″ (N 31° 39.326′ E 129° 37.399′)
	点キ N 32° 00′ 00″ E 129° 50′ 11″ (N 31° 59.794′ E 129° 50.317′)
	点ク N 31° 52′ 57″ E 129° 50′ 11″ (N 31° 52.744′ E 129° 50.317′)
	点ケ N 31° 25′ 42″ E 129° 55′ 52″ (N 31° 25.490′ E 129° 56.000′)
	点コ N 31° 26′ 54″ E 129° 44′ 02″ (N 31° 26.692′ E 129° 44.166′)
	点力から点キを見通す線以南、点ア、ウ、イ及び点クを順次直線で結ぶ線以西並びに点クから正西の 線以北の鹿児島県海域。ただし、点ア、ウ、エ、オ及び点力の各点を順次直線で結ぶ線と陸岸によっ て囲まれた区域並びに口永良部島、竹島、硫黄島、黒島及び宇治群島の周囲3,000メートルの区域を限
	世界測地系(日本測地系[分単位])
	点ア N 31° 10′ 48″ E 130° 31′ 42″ (N 31° 10.588′ E 130° 31.836′)
2	点イ N 30° 50′ 40″ E 130° 35′ 23″ (N 30° 50. 459′ E 130° 35. 521′)
-	点ウ N 31° 08′ 38″ E 130° 31′ 42″ (N 31° 08.421′ E 130° 31.836′)
	点工 N 31° 12′ 50″ E 130° 10′ 22″ (N 31° 12.622′ E 130° 10.501′)
	点才 N 31° 24′ 56″ E 130° 02′ 44″ (N 31° 24.723′ E 130° 02.867′)
	点力 N 31° 24′ 32″ E 130° 06′ 30″ (N 31° 24.323′ E 130° 06.634′)
	点キ N 31° 26′ 54″ E 129° 44′ 02″ (N 31° 26.692′ E 129° 44.166′)
	点ク N 30° 29′ 22″ E 130° 08′ 34″ (N 30° 29.151′ E 130° 08.699′)

4 敷網(棒受網)漁業

番号	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	漁業を <mark>営む者</mark> の資格
1	棒受網漁業	操業区域(別表2の操 業区域をいう。以下 同じ)の1	1月1日から 12月31日ま で	総トン数10トン 未満	定めなし	4隻	定めなし
2	棒受網漁業	操業区域の2	1月1日から 12月31日ま で	総トン数10トン 未満	定めなし	17隻	定めなし
3	棒受網漁業	操業区域の3	1月1日から 12月31日ま で	総トン数10トン 未満	定めなし	1隻	定めなし
4	棒受網漁業	操業区域の4	1月1日から 12月31日ま で	総トン数10トン 未満	定めなし	1隻	定めなし
5	棒受網漁業	操業区域の5	1月1日から 12月31日ま で	総トン <mark>数10</mark> トン 未満	定めなし	1隻	定めなし

許可の有効期間 令和6年5月1日~令和9年4月30日

申請すべき期間 令和6年3月11日(月)から同月25日(月)まで

(別表2)操業区域

番号	操業区域
1	川内川河口から甑島北端を見通す線以北の海域。 但し、八代海においては東町漁業協同組合の有する共同漁業権内で、漁業権者が同意する区域に限る。
2	川内川河口から甑島北端を見通す線以北の海域
3	甑島周辺海域
4	点ア, 点イ, 点ウ, 点工, 点才及び点力を直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア N 31°07′03″E130°43′54″ 点イ N 31°08′40″E130°42′13″ 点ウ N 31°04′59″E130°37′19″ 点工 N 31°03′31″E130°37′30″ 点オ N 31°02′36″E130°38′53″ 点力 N 31°03′09″E130°40′40″
5	肝属郡肝付町黒島と熊毛郡上屋久町永田岬を結ぶ線及び肝付町と南大隅町との境界線と西之表市喜志鹿 埼とを結ぶ線以東並びに北練31度0分12.8秒(日本測地系では北緯31度)以北の鹿児島県海域。但し、 次の点を順次結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域は除く。 点ア 肝付町火埼 点イ 肝付町高埼 点ウ 東串良町肝属川左岸から串間市荒埼を見通す線と肝付町高埼から枇榔島西端を見通す線との 交点 点工 東串良町肝属川左岸から串間市荒埼を見通す線と枇榔島北端から肝付町火埼と串間市都井岬 の中間点を結ぶ線との交点 点オ 肝付町火埼と串間市都井岬の中間点 点力 串間市都井岬

5 敷網(ロープびきとび魚浮敷網)漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン 数	推進機関の馬力数	許はのをきい のをきい いた から から から から から から から から から から から から から	漁業を営む者 の資格
ロープびきとび魚浮敷網漁業	宝島の最大高 潮時海岸線と その沖合 2,000メート ルの線によっ て囲まれた区 域	1月1日から 12月31日ま で	定めな し	定めなし	1	鹿児島県内に 住所又は事業 所を有する者

許可の有効期間 令和6年6月1日~令和9年5月31日

申請すべき期間 令和6年4月1日(月)から同月30日(火)まで

6 さんご漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総 トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き漁業者の数	漁業を営む者の資格
さんご漁業	操業区域 (別表の 操業区 域)	1月1日から 12月31日 まで	定めなし	定めなし	1者	資源保護及び漁業調整上、地域(各 海域)との調整が整っていると認められる者であり、かつ、当該漁業許可申 請に係る対象船に付属する採取船が、 目的とする深海さんごを選択的に採取 することが可能と認められる者

許可の有効期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日

申請すべき期間 令和6年2月22日(木)から同年3月8日(金)まで

操業区域

次の(1)から(5)で示される海域

(1) 宇治海域

次に掲げる1から6及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。

- 北緯32度00分12秒,東経128度59分52秒 (北緯32度00分、東経129度00分)の点
- 北緯30度40分13秒,東経128度59分52秒 (北緯30度40分、東経129度00分)の点
- (北緯30度40分) 東経129度50分)の点 北緯30度40分13秒,東経129度49分52秒 3
- 北緯31度00分13秒, 東経129度49分52秒 (北緯31度00分, 東経129度50分)の点 4
- 北緯31度00分13秒, 東経129度59分52秒 5 (北緯31度00分、東経130度00分)の点
- 6 北緯32度00分12秒、東経129度59分52秒 (北緯32度00分) 東経130度00分)の点

(2) 三島村海域

次に掲げる3、4、7、8、9及び3の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。

- 3 北緯30度40分13秒、東経129度49分52秒 (北緯30度40分、東経129度50分)の点
- 北緯31度00分13秒, 東経129度49分52秒 (北緯31度00分, 東経129度50分)の点
- 北緯31度00分13秒, 東経130度34分52秒 (北緯31度00分, 東経130度35分)の点 7
- 北緯30度55分13秒、東経130度39分52秒 (北緯30度55分、東経130度40分)の点
- 9 北緯30度40分13秒、東経130度39分52秒 (北緯30度40分) 東経130度40分)の点

(3) 熊毛海域

次に掲げる8, 9, 10, 12, 13, 14及び8の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。

- 8 北緯30度55分13秒, 東経130度39分52秒 (北緯30度55分, 東経130度40分)の点
- 9 北緯30度40分13秒, 東経130度39分52秒 (北緯30度40分, 東経130度40分)の点
- 10 北緯30度40分13秒、東経129度59分52秒 (北緯30度40分、東経130度00分)の点
- 12 北緯30度00分13秒、東経129度59分52秒 (北緯30度00分、東経130度00分)の点
- 13 北緯30度00分13秒, 東経131度29分51秒 (北緯30度00分, 東経131度30分)の点
- 14 北緯30度55分13秒, 東経131度29分51秒 (北緯30度55分, 東経131度30分)の点

(4) 十島村海域

次に掲げる15から22及び15の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。

- 15 北緯30度10分13秒、東経128度59分52秒 (北緯30度10分、東経129度00分)の点
- 16 北緯29度00分14秒, 東経128度59分52秒 (北緯29度00分、東経129度00分)の点
- 17 北緯29度00分14秒, 東経128度39分44秒 (北緯29度00分, 東経128度40分)の点
- 18 北緯28度39分46秒, 東経128度39分44秒 (北緯28度40分) 東経128度40分)の点
- 19 北緯28度39分46秒, 東経129度20分00秒 (北緯28度40分、東経129度20分)の点
- 20 北緯29度00分14秒, 東経129度20分00秒 (北緯29度00分, 東経129度20分)の点
- 21 北緯29度00分14秒, 東経129度59分52秒 (北緯29度00分) 東経130度00分)の点
- 22 北緯30度10分13秒, 東経129度59分52秒 (北緯30度10分, 東経130度00分)の点

(5) 奄美海域

北緯29度00分14秒(北緯29度)以南の鹿児島県海域。

ただし、次に掲げる17から20及び17の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域並びに共同漁業権区 域を除く。

- 17 北緯29度00分14秒, 東経128度39分44秒 (北緯29度00分, 東経128度40分)の点 18 北緯28度39分46秒, 東経128度39分44秒 (北緯28度40分, 東経128度40分)の点 19 北緯28度39分46秒, 東経129度20分00秒 (北緯28度40分, 東経129度20分)の点

- 20 北緯29度00分14秒 東経129度20分00秒 (北緯29度00分, 東経129度20分)の点